平成十五年財務省令第百六号

民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、民事訴訟費用等に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令を次のように定める。

歳入徴収官及び歳入徴収官代理は、当事者、事件の関係人又はその他の者が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条又は第七条の規定による手数料を同法第八条ただし書きの規定により納付する場合は、別紙書式の納付書により納付させるものとする。ただし、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十第一項に規定する申立て等を行ったことにより得られた納付情報により納付させる場合を除く。

第一片

第一片

納付書・領収証書　　国庫金　　訴え提起等手数料

現 金 納 付

有価証券又は収入印紙による納付はできません。

（住所）

（氏名）

殿

注意

1　納付金額を納付するときは、納付者の住所及び氏名並びに納付金額を明瞭に記入し、納付場所に納付してください。

2　納付したときは、必ず領収証書を受け取り、裁判所に提出してください。

令和　　年度	裁判所主管
一般会計	
（取扱庁名　　裁判所　　（番号））	
納付金額　　千 百 十 万 千 百 十 円	
納付目的 裁判所 年（　）第　号 手数料	上記の金額を領収しました。 （領収日付等）
納付場所 日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）	

◎この納付書は、３枚１組の複写式となっていますから、３枚とも納付場所に提出してください。

第二片

領　収　控

国庫金	訴え提起等手数料

（住所） （氏名） 殿	令和　　年度	裁判所主管
	一般会計	
	（取扱庁名　　裁判所　　（番号））	
	納付金額	千 百 十 万 千 百 十 円
	納付目的 裁判所 年（　）第　号 手数料 納付場所 日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店）	上記の金額を領収しました。 （領収日付等）

第三片

領収済通知書　国庫金　訴え提起等手数料

あて先 （歳入徴収官、歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地） （住所） （氏名） 殿	令和　年度　裁判所主管 一般会計 （取扱庁名　裁判所　（番号）） 納付金額　千 百 十 万 千 百 十 円 納付目的 裁判所 年（ ）第 号 手数料 納付場所 日本銀行（本店・支店・代理店又は歳入代理店） 上記の金額を領収しました。 （領収日付等）

備考

1　用紙寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとする。

2　各片は左端をのり付けその他の方法により接続するものとする。

3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。

4　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の2又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。

5　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

附　則

この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

附　則（平成一八年八月三〇日財務省令第五五号）

この省令は、平成十八年九月一日から施行する。

附　則（令和元年五月七日財務省令第一号）　抄

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附　則（令和二年一二月四日財務省令第七三号）

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二十条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。